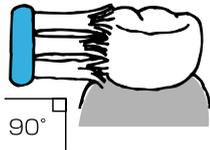


歯磨きの基本

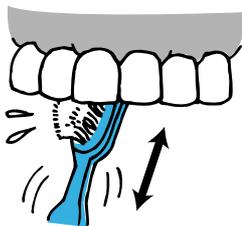
歯ブラシは鉛筆を持つように軽く握る



歯と歯茎の境目に当たるように直角に当てる



1カ所に30回を目安に小刻みに動かす



前歯の裏は歯ブラシを立てて小刻みに動かす



奥歯の内側は、45度くらいの角度に当てて磨く

大切な歯をいつまでも

6月4日から10日まで
歯の衛生週間



歯の検診も忘れずに

六月四日 から十日 まで歯の衛生週間です。今年のスローガンは「いつまでもステキな笑顔とかがやく歯」。正しい歯磨きと定期的な歯の検診で、虫歯と歯周病を予防しましょう。

歯が抜ける「食べる」話すなどの日常行動に支障が出てしまいます。歯を失う主な原因は虫歯と歯周病です。予防には、口の中を清潔に保つことが大切

磨き残しのない丁寧な歯磨きを習慣付けましょう。また、定期的にかかりつけの歯科医療機関で検診を受けてください。

歯周疾患検診

四十歳、五十歳、六十歳、七十歳の人を対象に歯周疾患検診を実施します。該当者には受診票を送付しました。この機会に検診を受けましょう。なお、三月以降の転入者には受診票が届きません。保健センターへ連絡してください。

：問い合わせは同センター
223 8844へ。

学校選択を実施します

来年度新入学児童が対象

本市では、小中学校の通学区域を決めています。入学時に通学区域以外の小中学校へも入学を希望できるようにしました。

希望者は事前に申請手続きが必要。今回は、来年度新たに小中学校へ入学する児童が対象。該当する児童のいる家庭には、手続きについての「お知らせ」を六月上旬に郵送します。

なお、学校案内は、各小中学校・幼稚園・保育所(園)・地区公民館・市立図書館などにあります。また、学校公開や説明会を実施。学校での生活の様子を見ることが出来ます。詳しくは

児童手当制度の改正が延期

年齢引き上げは成立後に

本紙四月一日号(6)でお知らせした、児童手当の年齢制限引き上げ(小3修了前まで)の制度は、三月中に改正が成立しませんでした。

このため、制度改正に該当する児童に対する取り扱いは、次のとおりとなります。ご確認ください。

本年度小学校入学児童で三ヶ月まで児童手当を支給されていた児童

手続きは必要はありません。



楽しい給食の時間

各小中学校へお問い合わせください。

申請手続き 10月18日～29日
に所定の用紙に記入し、市役所学校教育課(890 5812)へ直接

ただし、対象児童への手当の支払いは、児童手当改正法の成立後になります。

平成七年四月二日(十年四月一日生まれ)の認定されていない児童(児童制度改正対象者)

児童手当改正法の成立後、新規申請・額改定申請(下に児童手当が認定されている児童がいる場合)の申請方法などをお知らせする予定です。

：問い合わせは児童家庭課
890 6277へ。